

障害者スポーツ 地域サポート事業とは

目的

(公社)東京都障害者スポーツ協会では、区市町村、地域スポーツクラブ等の事業の実施、定着に向けて連携・協働することにより、障害者スポーツの取組を促進し、障害のある人が身近な地域で継続してスポーツを楽しむことができる環境づくりを支援します。

対象団体

- **区市町村**
スポーツ主管課
福祉主管課
公共スポーツ施設
スポーツ推進委員など
- **地域スポーツクラブ**
- **社会福祉協議会、福祉施設、医療関係機関**
- **学校**
- **その他**
障害者スポーツ事業を企画する団体

支援メニュー

1 環境整備支援事業

障害者スポーツイベントや体験会、障害者スポーツに関する研修会、講演会または、障害のある人もない人も対象にした様々な障害者スポーツ事業の実施に向けての相談や企画の提案等をお手伝いします。

■相談事例の紹介



障害者スポーツの体験コーナーを設けたい。どのような種目が良いか?どのような点に留意して運営をしたら良いか?



障害者スポーツの導入を考えているが、どんなことが出来るだろうか?

2 指導員等派遣事業



障害者スポーツ事業(大会や教室など)を実施する上で人材が必要な場合、障がい者スポーツ指導員等を派遣します。派遣対象については、ご相談ください。

※派遣に要する謝礼金は、協会が負担します。

■相談事例の紹介



体験会や大会などを開催したいが、運営スタッフが不足している。



障害のある人を対象にスポーツ教室を継続して開催したいが、専門的な知識と経験豊富なスタッフがいない。

3 用具貸与事業



競技用車いすやポッチャなど、障害者スポーツ用具を貸し出します。貸出可能な用具に関しては、お問合せください。

※用具の搬出入に係る費用は申請者の負担となり、管理倉庫から運搬していただく必要があります。

■相談事例の紹介



障害者スポーツ体験会を実施したいが、障害者スポーツ特有の用具を持っていない。



イベントの参加人数が増えたことにより、所有している用具では足りない。

障害者スポーツ 地域サポート事業の流れ

1	申請	事業実施の2カ月前までに所定の申請書と企画案を提出
2	必要に応じて打合せ	①環境整備支援事業:事業の企画立案及び提案、実施に向けた助言及び支援 ②指導員等派遣事業:事業の概要説明、必要な人材の役割や人数の確認 ③用具貸与事業:事業の概要説明、使用する用具の個数確認
3	用具貸出し (③用具貸与事業のみ)	用具搬出入のスケジュール調整、協会職員立会いのもと、用具の搬出、取り扱い説明
4	事業当日	
5	用具返却 (③用具貸与事業のみ)	協会職員立会いのもと、用具の確認等
6	報告	事業の振り返り、報告書の提出

